く研究ノート>

標準労働日と動物虐待防止協会

―労働日のモラーリッシュな諸制限についての一考察―

山口拓美

目 次

- 1 問題の所在
- 2 動物虐待防止協会と反奴隷制運動
- 3 標準労働日とモラル資本
- 4 おわりに

1 問題の所在

労働日の限界を主題とする『資本論』第1巻第8章第1節には、資本家に対して標準労働日を要求する雄弁な労働者が登場する。この労働者は、労働力の売り手としての自己の利害を商品交換の法則に基づいて主張する理論上の労働者であり、労働力商品の人格化とでもいうべき存在である。このため、この労働者の弁論は理論的に整理されており、その内容は資本主義社会に共通する普遍性を持っているといえる。とはいえ、彼の弁論の中には、特定の歴史的文化的要素を前提としなければ十分には理解しえないような文言も含まれている。すなわち、「動物虐待防止協会」がそれである。この語は、彼の弁論の結論部分に次のように挿入されている。

「あなたは模範市民で、もしかすると動物虐待防止協会の会員で、そのうえ聖人の誉れが高いかもしれない。しかし、私と相対しているときにあなたが代表している物には、胸で高鳴る心臓はない。その物のなかでなにかが鼓動しているように思えるとすれば、それは私自身の心臓の鼓動である。私は標準労働日を要求する。なぜなら、私は他のすべての販売者と同じように、私の商品の価値を要求するからである。」」

ここに現われる動物虐待防止協会は、1824 年にイギリスで設立された the Society for the Prevention of Cruelty to Animals (SPCA) であると考えられる。このことは、上記引用文に付された註記で、「わが労働者の上記の弁論」がストライキ中の「ロンドンの建築労働者たち」の声明文と「ほとんど一致している」と述べられていること²、また、この後に続く労働日についての長大な歴史的記述のほとんどがイギリスのものであることから、ほぼ間違いないと思われる。

次項で見るように、動物虐待防止協会はイギリス社会の中で重要な位置を占め続けてきた団体

であり、またその成立の背景から上記引用文のような標準労働日の文脈にうまく適合する存在でもある。しかし、イギリスをはじめとする西欧諸国とはまったく異なる動物保護の歴史を持つ我が国においては、この極めて重要な部分への動物虐待防止協会の挿入の意味が、十分に理解されてきたとはいえない。

もちろん、当該個所は「資本家」に対する皮肉であって、弁論にはつきものの修辞的効果を 狙ったものであるといえる。それゆえ、商品交換の法則という普遍的側面に着目するならば、こ の一文の中に動物虐待防止協会が登場する理論的必然性はないように思われる。しかしその一方 で、『資本論』の当該章によれば、労働日の諸制限には労働者の肉体的欲求だけでなく精神的社 会的欲求が不可欠の要素として含まれてくることから、同書が執筆された時期のイギリス社会の 文化的歴史的諸状況を勘案するならば、この一文の中に動物虐待防止協会が出現することには一 定の必然性があるようにも思われる。すなわち、標準労働日の前提となるのは労働日の社会慣行 的(モラーリッシュ)な諸制限であり、そしてそれを規定するところの一般的文化水準である が、この文化水準を代表する象徴的な語として「動物虐待防止協会」が機能していると考えられ るのである。

本稿は、標準労働日の要求と動物虐待防止協会との関連を明らかにすることを通じて、労働日のモラーリッシュな諸制限の一側面とその現代的な意義を考察しようとするものである。

2 動物虐待防止協会と反奴隷制運動

近代社会では最古とされるイギリスの動物虐待防止協会は、1840年にヴィクトリア女王の支持を得て「王立 (Royal) 動物虐待防止協会」(RSPCA) となる。この組織はその後も順調に拡大を続け、現在も世界最大規模の動物保護団体として大きな影響力を保持している。創立の中心となったリチャード・マーチンは、1822年に「家畜の虐待と不適切な取り扱いを防止する法律」(マーチン法) を成立させていたが、彼は同法の実効性を担保するために動物虐待防止協会を創設したのであった。すなわち、マーチン法の適用のためには動物虐待を告発する告発者の存在が不可欠であるが、同協会の調査員が進んでこの告発者としての任務を果たしたのである。動物虐待防止協会の最大の特徴はこの調査員の精力的な活動であって、彼らの活動がイギリスにおける動物倫理の向上に大きく寄与してきたと考えられている3。

いうまでもなく、動物虐待の処罰において善意の告発者の存在は極めて重要である。動物虐待防止法の対象となる馬や牛等の産業動物は言葉を話せないため、どれほど自分たちが虐待されていようと虐待者の不法行為を告発することができないからである。しかし、このような事情は、工場法が適用される工場内の労働者にもあてはまるものである。というのは、19世紀はじめの工場では児童や年少者が労働していたが、彼らが大人からの圧力に抗して不法な長時間労働を告発することは事実上不可能であったからである。それゆえ、動物虐待防止協会の調査員の存在は、工場法における工場監督官の役割を想起させ、この役割の重要性を再認識させることにな

る。労働日を制限する労働法はマーチン法以前から存在していたが、違反を告発する者が事実上存在しなかったため、これらの法律は「死文にとどまった」4のであった。工場監督官が設置され「近代産業にとって一つの標準労働日がようやく始まる」5のは、1833年の工場法からである。近代社会の歴史においては、実効性のある動物保護法の方が、実効性のある労働法よりも早く実現していたのである。この点は、「資本家は、動物虐待の防止には熱心なのに、労働者の虐待防止には無関心だ」といった趣旨の「わが労働者」の発言の背景の一つとして、銘記されてしかるべき歴史的事実であると思われる。

また、次のような事実も決して見落とされてはならない歴史的関係であると考えられる。すなわち、動物虐待防止協会の創立にあたった中心メンバーの中にウィリアム・ウィルバーフォースとトーマス・バクストンが含まれていたというのがそれである。いうまでもなく、ウィルバーフォースは1807年に成立するイギリスの奴隷貿易廃止法の立役者であり、バクストンはウィルバーフォースの後を継ぎ1833年の奴隷制廃止法成立の任を果たした人である。動物虐待の禁止は、奴隷制の禁止すなわち人間虐待の禁止と密接に連携していたのである⁶。これは、産業動物と奴隷が一方的に酷使され虐待されていたという点で強い共通性を持っていたからであろうと考えられる。

このような動物と奴隷のパラレルな関係は、反奴隷制が論じられていた 19 世紀前半の英国人に共通する認識であったようであり、後に進化論を発表するダーウィンも 1830 年代後半に次のように記している。

「われわれは、われわれが奴隷にしている動物たちを、自分たちと対等であると見なすことを好まない。奴隷所有者たちは黒人を他の種にしたいとは思わないであろうか?」「7

この文においては、動物と黒人が同列に論じられているように見え、人権上不適切であるとする解釈も成り立つ余地があるように思われる。しかし奴隷制の廃止という世界史的な出来事が持つ当時の衝撃の大きさを考慮するならば、また、ダーウィンが一貫して奴隷制に反対していたことを勘案するならば⁸、この文は、奴隷解放の巨大な衝撃が動物へも波及することを期待する文として善意に解釈されるのが妥当であるように思われる。すなわち、奴隷制廃止という一種の革命を成し遂げた倫理的エネルギーが動物の地位の向上へも及ぶことを待望する前向きな主張としてこの文は理解されるべきであろう。そして、このような奴隷制廃止の倫理的高揚は、当然のことながら、標準労働日を求める闘争にも波及したのである。

リチャード・オーストラーはトーリー党に属する奴隷制廃止論者であるが、彼が1830年に発表した「ヨークシャーの奴隷制」は標準労働日を求める闘争に強力な推進力を与えた⁹。すなわち、西インド植民地での奴隷制に対する非難が高まっていたイギリスの社会状況の中で、ヨークシャーの労働者、とりわけ児童・年少者が実は黒人奴隷に劣らず酷使されているという主張は、労働日短縮を求める世論を強く喚起したのであった。オーストラーは次のように述べている。

「7歳から14歳までの数千の子供たち、男子も女子も、しかし主に女子が、朝6時から夜7時まで 日々労働を強いられている。しかも、――イギリス人よ、読んで赤面しろ!――食事と休憩にはたっ た30分が許されているだけだ。哀れな子供たち!汝らは実際、貪欲の祭壇の生贄にされている。黒人 奴隷の慰安すらなしに。つまり汝らは奴隷であるにすぎないのだ。」10

そして、次のように記している。

「国は、今や最も断固として、黒人を自由にしようと決めている。イギリス人がアフリカの子孫と共通 の権利を持つことを国に忘れさせてはならない。」11

エンゲルスは『イギリスにおける労働者階級の状態』の中でオーストラーを次のように紹介し ている。

「オーストラーは、労働者地域でたえず扇動をつづけ、すでにサドラーの時代から扇動をしていた人物 で、労働者たちの特別な寵児となった。労働者たちは、彼をわれらの「老王」とか、「工場児童の王 様」としかよばなかった。そして、あらゆる工場地方では、彼を知らず、彼を尊敬しないような子供 とか、彼が町にやってきたときに、友だちといっしょに行列をつくって彼を出迎えないような子供は 一人もいない。」12

エンゲルスは、後にオーストラーについてやや異なった評価を下すようになるが13, エンゲル スとマルクスが「ヨークシャーの奴隷制」の延長線上でものを考えていたことは明らかであっ て、彼らの資本主義批判の中に頻繁に現われるのは奴隷の比喩であり、奴隷と労働者との対比で ある。

エンゲルスとマルクスの資本主義批判の倫理学的背景については、いうまでもなく様々な見解 があり得る14。しかし、一つだけはっきりしているのは、彼らが反奴隷制あるいは奴隷制の否定 を倫理的規範として持っていたということである。この点はすでに『経済学・哲学草稿』と『イ ギリスにおける労働者階級の状態』の中に明確に表われており、両書では「奴隷」という語が批 判語15 として繰り返し用いられている。しかもマルクスの場合、奴隷制の否定は普遍的な規範で もある。すなわち、唯物史観は欧州の古典古代を奴隷制と規定しているが、これはマルクスが古 代奴隷制を倫理的に是認していたということを意味するのではない。マルクス自身は、「アリス トテレスのような大思想家でさえ奴隷労働の評価で誤った |16 と述べていることやスパルタカス を英雄視していること等から推察されるように、奴隷制を歴史段階に係わらない否定の対象とし て捉えていると考えられる。

とはいえ. 西欧文化圏で奴隷制の否定が制度化されるのは19世紀になってからのことである。 マルクスが上記のようなアリストテレス評価を記すことができたのも、イギリスで奴隷貿易が禁 止されて以降に生まれた人だったからであるとも考えられる。奴隷制の否定は、現在のそれに繋 がるものとしては、18世紀の西欧に生まれ、19世紀のハイチや欧米で実現したものである。そして、この特殊歴史的な出来事が、動物虐待の防止と標準労働日の導入に大きな影響を及ぼしたのである。項を改めて、奴隷制廃止を背景とした動物虐待防止運動と標準労働日を求める運動との関連をより立ち入って考察したい。

3 標準労働日とモラル資本

19世紀を通して馬は人や物資の陸上輸送を担い、都市で最も目につく動物であった。それゆえ、動物虐待罪が適用されるのは馬の虐待が多く、虐待の咎で罰せられるのは御者等の労働者階級に属する人々であった¹⁷。また、闘犬や闘鶏、動物いじめ等の見世物が禁じられたが、これによって処罰されるのも労働者階級に属する人々であった。そもそも動物虐待防止法は、「下層階級の下劣な振る舞い」¹⁸を矯正するという支配階級の意思を背景とするものであった。しかし、事態がこのようなものであったとしても、だからといって動物虐待防止協会が反労働者的な団体であったとはいえないであろう。というのは第一に、動物虐待はそれ自体が非倫理的行為であるのに加えて、動物の虐待はしばしば人間に対する残虐な行為へと結びつくものであり、したがって動物虐待が禁止されれば人間相互間での残虐な振る舞いも抑制されるであろうと期待されるからである。つまり、動物虐待の禁止は労働者階級のモラルの向上をもたらし、一般的な文化水準の向上に貢献することになったと考えられるのである。

また第二に、馬をはじめとした産業動物の虐待の厳しい取り締まりは、産業動物と共に働いている労働者の取り扱いという問題を改めて浮上させる。労働者は人間として馬や牛などの動物から明確に区別されるとしても、しかし実際のところは牛や馬のような動物は人間の嫉妬心の対象になり得る存在である。このことは「あなたは模範市民で、もしかすると動物虐待防止協会の会員で、そのうえ聖人の誉れが高いかもしれない」という「わが労働者の」皮肉の中によく表われている。牛馬が保護され、牛馬の地位が向上することは、労働者の嫉妬心と反発心を刺激し、標準労働日を求める闘争に拍車をかけることになったと思われる。

もちろん,こうした皮肉心や嫉妬心や反発心を刺激する存在としては、解放された黒人奴隷の方がより大きな影響力を持つのは当然である。『資本論』第1巻第8章第6節「標準労働日獲得のための闘争。法律による労働時間の強制的制限。1833-1864年のイギリスの工場立法」には次のような記述がある。

「あの「改革」議会〔1832年の選挙法改正後の議会〕が、工場主諸氏への思いやりから、なお何年ものあいだ、13 歳未満の児童を週 72 時間の工場労働という地獄に封じ込めておきながら、奴隷解放法〔1833年8月可決〕——これまた自由を一滴一滴と服用させるにすぎないが——においては反対に、農場主にたいしてどんな黒人奴隷をも週 45 時間以上過度労働させることをただちに禁止したのである!」19

54 商 経 論 叢 第 52 巻第 1·2 合併号 (2017.1)

この文は、オーストラーの「ヨークシャーの奴隷制」の延長上にある告発文であり、奴隷と児童労働者を対比し、国家による両者の取り扱いの相違を指摘し、その不当性を強調することによって労働時間短縮の必要性を正当化しようとするものである。このような構成の弁論は、労働者と対比される奴隷や産業動物の地位が向上すればするほど、その説得力を強めることになる。この点で、奴隷や産業動物の搾取利用度の緩和は、長い論争を通じてのこととはいえ、結果として労働者の搾取利用度の緩和に貢献することになるといえる。

一つの理念の追求が、このように、類似する別の理念の実現を求める運動に影響を及ぼすという事態は、我が国の歴史においても見られたことである。その一例が第一次世界大戦後のパリ講和会議で日本が行った人種差別撤廃提案であり、この提案は採択には至らなかったが、国内で大きな反響を呼び、水平社創設にも影響を及ぼしたと考えられている²⁰。すなわち、人種差別撤廃提案は国内の部落差別に改めて人々の目を向けさせるとともに、「世界に人種差別撤廃を求めるのであれば、日本国内にある部落差別を撤廃しなければならない」という論理や「人種差別撤廃を要求したのであれば、政府による部落改善事業費の増額は当然」であるという主張を惹起し、差別解消を求める運動の駆動力の一つとなったのである²¹。

アメリカでの日本人移民排斥と、日本国内での部落差別は異なった問題であり、それぞれ別個に研究され別個に歴史書が書かれている。しかし、差別の解消を求める実際の運動においては、一方が他方に少なからず影響を及ぼしたのであって、それは差別という共通性があるからであり、また、人種差別撤廃提案が政府による公的なものであったからであろう。仮に日本の提案が採択されていたとすれば、他方への影響はより大きなものになっていたであろうと思われる。

同じように、奴隷解放を求める運動と動物虐待の禁止、そして労働日の制限を求める運動は、それぞれ独自の領域を持つ問題であり、奴隷制の研究と動物保護政策の研究、そして労働政策や社会政策の研究はそれぞれ全く別個に行われるのが普通である。しかし、実際には産業動物保護のための法規制とその執行は、マルクスが『資本論』の理論的な一節の中にあえて「動物虐待防止協会」を挿入したことが示しているように、労働日の制限を求める運動を刺激する。動物虐待防止協会による告発が激しさを増せば増すほど、過酷な長時間労働の不当性が強く意識される。両者には cruelty または「酷使」という共通性があり、しかもその背景には、資本主義的生産の機構の中での酷使という構造的な共通性がある。

労働日の限界について、マルクスは『資本論』第1巻第8章第1節で次のように述べている。

「純粋に肉体的な制限のほかにも、労働日の延長は社会慣行的な諸制限に突きあたる。労働者は、知的および社会的な諸欲求の充足のために時間を必要とするのであり、それら諸欲求の範囲と数は、一般的な文化水準によって規定されている。」²²

さらに, この個所から少し後の同節の最後では, 労働日の標準化について次のように記している。

「資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争――総資本家すなわち資本家階級と、総労働者すなわち労働者階級とのあいだの一闘争――として現われる。」²³

ここから、労働日を制限し労働日の標準化をもたらすものとして、一般的な文化水準と労働者 階級の資本家階級に対する闘争という二つの要因があるのが分かるが、これらはどのような関係 にあるのであろうか。一般的な文化水準は不変のものではなく、通常、時代の進展とともに向上したり頽廃したりするものであるから、この水準は労働者階級の闘争を通じて変化していく、と 考えることができる。その際、ここでいわれている一般的文化水準は、直接的には労働者階級の文化水準であると考えられるとはいえ、他方で、学問、芸術、宗教、政治等の主要な担い手は基本的に支配階級であって、支配階級の文化を前提にしなければ、その影響下に、あるいはそれと対抗しつつ形成される労働者階級の文化も成り立たないであろう。それゆえ、労働者階級の闘争がそれを前提として始まるところの既成の一般的文化水準には、支配階級の文化水準も含まれていると考えるのが妥当であろう。

そもそも、資本家に対して標準労働日を要求する際に「わが労働者」が拠って立つ商品交換の法則は、ブルジョワ階級を主要な担い手とするところのブルジョワ文化に属する法則であるということができる。労働者はブルジョワ文化を前提し、ブルジョワ的な論理に基づいて資本家と標準労働日を求めて争うのである。そしてその際、労働者側の要求を補強する論拠の一つとして持ち出されるのが奴隷制の否定であり、そこで提出されるのは、黒人奴隷が解放されるべきならば労働者も奴隷的な長時間労働から解放されるべきだという主張である。この主張は、奴隷制の廃止がブルジョワ階級によって成し遂げられたものであるが故に、そしてそれが高い道徳的価値を持つ事績であるが故に、資本家に対して強い説得力を持つことになる。奴隷制の廃止はブルジョワ階級が実現した歴史的偉業であり、社会に権威ある倫理的価値をもたらし、これによって社会の一般的文化水準が高められたが、この成果は労働者階級をも利するものであって、労働者はこのブルジョワ的成果に便乗して自己の利益を主張することができたのである。

また、馬をはじめとした産業動物の虐待禁止も、ブルジョワ階級によって進められた支配階級の成果である。そして、これについてもまた労働者階級が標準労働日を要求する際の弁論上の手段として役立つものであったことはすでに見たとおりである。

イギリスでは、児童が工場で長時間使役されていた産業革命の時期に奴隷制廃止論議が高まり、その結果奴隷制が禁止され、同時期に児童労働と年少者の長時間労働も制限された。反奴隷制運動と奴隷制の放棄は、権威ある道徳的資産としてイギリスのモラル資本²⁴となり、標準労働日導入の呼び水ともなったが、こうした出来事の連関はイギリスに特殊な歴史的経験であって、我が国の歴史とは大いに異なるものである。さらに、同時期にイギリスで始められた産業動物の保護は特にイギリス的な現象ということができるものであり、以来イギリスは動物保護先進国としての声望を高めつつ今日に至っている。この動物保護または動物福祉(アニマルウェルフェ

56 商経論叢 第52巻第1・2合併号(2017.1)

ア) もまた、イギリスが持つもう一つのモラル資本といってよいものであるが、その中心に位置 してきたのが王立動物虐待防止協会である。

標準労働日を求める闘争が前提とする一般的文化水準は、当然のことながら、歴史や地理的条件の相違に応じて国ごとに異なってくる。『資本論』第1巻第8章が依拠する19世紀イギリスの歴史と文化は我が国のそれらと著しく異なるものであるが、動物虐待防止協会の際立った存在感は、このとほうもなく大きな相違を象徴的に表わすものであるといえる。

我が国の雇用慣行について、森嶋通夫は次のように述べている。

「奴隷売買の経験のない国(例えば日本)では、無神経に奴隷的要素が導入される。」25

これは、上で見たような日英の歴史的背景の相違を重視した深い洞察であるといえる。黒人奴隷制に一切関与しなかった我が国の資本家階級は、奴隷制の不適切性を議論し、奴隷制を廃止する労を取る必要がなかったため、自国の雇用慣行の奴隷的要素を除去する必要もなかったのである。また、我が国の労働者階級は、西洋的な奴隷制がなかったため、奴隷制廃止の倫理的高揚を長時間労働の抑制のために利用することができなかったのである²⁶。

しかしながら、動物虐待の禁止については、事情は少なからず異なっている。我が国は、奴隷制廃止の倫理的高揚を動物虐待の禁止に利用することはできなかったが、他方で古代から続く長い動物保護の歴史を持っていた。明治維新政府は、牛馬保護の独自な伝統を近代的な形態に改変しつつ持続させることもできたであろう。そしてそれは、労働者保護の領域にも何らかの正の影響を及ぼすことができたかもしれない。しかし、維新政府が行ったことは伝統的動物倫理の廃絶であった。当時の人々が注目したのはイギリス人の旺盛な牛肉食の文化であって、イギリス人が馬肉を食べようとしないことや、イギリスにおける王立動物虐待防止協会の活動には彼らの注意はほとんど向かなかったようである。

標準労働日をめぐる闘争は社会の一般的文化水準を前提とするため、それについての論述は、経済学的カテゴリーについての純粋理論とは異なり、特殊歴史的な要素によって構成されることになる。その際、『資本論』の労働日についての論述は、奴隷制の廃止と動物虐待の禁止によって代表される19世紀イギリスにおけるモラル資本の蓄積を背景として展開されている。それゆえ、労働日の制限に関わるモラーリッシュな要素の特殊歴史性を勘案するならば、『資本論』の当該個所に動物虐待防止協会が登場することには一定の必然性があったことになる、といってよいであろう。

4 おわりに

動物の福祉の向上を求める主張は、現代の日本ではしばしば次のような批判に遭遇する。すなわち、動物の福祉よりもまず労働者の福祉を高めることが大事ではないか、というのがそれである。一見するところ、これは『資本論』でマルクスが使用した論法と同一であるように見え、し

かも、我が国の労働者の多くがマルクスの時代と変わらない長時間労働に従事せしめられ、2016年になってもいまだに過労死事案が後を絶たない現状であるが故に、なおさらそうであるように見える。しかし、実際にこの論法が機能するためには、現実においても動物福祉の向上が図られていることを必要とする。マルクスが動物虐待防止協会を持ち出して資本家に対して皮肉を記したとき、イギリスでは動物虐待を禁止する法的規制によって動物福祉の向上が実現しつつあったのである。そして、実際に動物の福祉が向上しつつあったからこそ、動物虐待防止協会に言及して労働時間の短縮を求めることができたのである。

動物の福祉よりもまず労働者の福祉を高めることが大事ではないか、という文は、現代の日本では死文にとどまる。我が国には、欧州連合やイギリスにあるような産業動物を保護する動物福祉法が存在しない。我が国の鶏や豚は無際限に搾取利用されているため、我が国では動物保護を引き合いに出して、労働者の搾取利用度の引き下げを主張することもできない。もし仮に我が国で産業動物の福祉の向上を目的としたイギリス並みの法規制が導入されるようなことがあれば、それはむしろ労働者の長時間労働解消を求める運動にも正の影響を及ぼすことになるであろうと思われる。

人々の道徳心は希少資源であるとは考えられない²⁷。すなわち,動物福祉に道徳心の一部を配分すれば,労働者福祉等に配分可能な道徳心がその分減少するとは考えられない。むしろ事態は逆であって,前項で述べたように動物福祉への関心は人間福祉への関心も高め,全体としての道徳心の向上をもたらすと考えられる。

『資本論』の著者は倫理道徳について語るのを控え、科学的であろうと努めている。しかし彼の倫理的判断は、彼が好んだ皮肉的表現の中に露顕している。すなわちそれは、「奴隷」や「動物虐待防止協会」といった語の取り扱いの中に現われている。彼の毒舌が辛辣さを増せば増すほど、われわれはそこに彼の倫理学をより明瞭に見ることになるのである。

注

- 1 マルクス『資本論』第一巻 a (全5冊), 資本論翻訳委員会訳, 新日本出版社, 1997年, 399ページ。 Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, Bd. 23, Berlin: Dietz Verlag, 1962, S. 248f.
- 2 同上。Ebd., S. 249.
- 3 「マーチン法」の成立と「王立動物虐待防止協会」の創設については、青木人志『動物の比較法文化――動物保護法の日欧比較――』有斐閣,2002年,22-30ページ,参照。
- 4 前掲『資本論』第一巻 a, 480 ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, Werke, Bd. 23, a. a. O., S. 294.
- 5 同上、481ページ。Ebd., S. 295.
- 6 19 世紀以降のイギリスの動物保護と反奴隷制運動, および労働運動の相互影響関係については, Hilda Kean, *Animal Rights: Political and Social Change in Britain since 1800*, London: Reaktion Books, 1998, 参 昭。
- 7 Ted Benton, "Animal Rights and Social Relations" in *Strangers to Nature: Animal Lives and Human Ethics*, Edited by Gregory R. Smulewicz-Zucker, Plymouth: Lexington Books, 2012, p.141.

- 8 ダーウィンの奴隷制についての見解については、H. E. グルーバー 『ダーウィンの人間論』 江上生子、 月沢美代子、山内隆明訳、講談社、1977 年、123-133 ページ、参照。
- 9 イギリス工場法史における「ヨークシャーの奴隷制」の位置づけについては、戸塚秀夫『イギリス工場 法成立史論』未來社、1966年、B. L. ハチンズ、A. ハリソン『イギリス工場法の歴史』大前朔郎、石畑良 太郎、高島道枝、安保則夫訳、新評論、1976年、参照。
- 10 Slavery in Yorkshire: Richard Oastler and the campaign against child labour in the Industrial Revolution, Edited by John A. Hargreaves & E. A. Hilary Haigh, Huddersfield: University of Huddersfield Press, 2012, p. 10.
- 11 Ibid., p. 11.
- 12 『マルクス = エンゲルス全集第 2 巻』大内兵衞、細川嘉六監訳、大月書店、1960 年、406 ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, Bd. 2, Berlin: Dietz Verlag, 1957, S. 395.
- 13 『マルクス=エンゲルス全集第7巻』大内兵衞、細川嘉六監訳、大月書店、1961年、242ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, Bd. 7, Berlin: Dietz Verlag, 1960, S. 236.
- 14 マルクスの倫理学については、松井暁「マルクス主義と三つの倫理学」福島大学経済学会『商学論集』 第84巻第4号、2016年3月、163-182ページ、参照。同論文では「マルクスの史的唯物論からすると、正義は時代によって変化する。たとえば、中世封建社会であれば身分の低い者が高い者に従うのが正義であ」(164頁) る、と述べられており、マルクスの立場が「歴史的相対主義」としての「道徳的相対主義」と規定されている(172頁)が、であるとすると古代奴隷制社会では一方が他方を奴隷として酷使することが正義だ、ということになるのであろうが、法的にはともかく道徳的にもこのように断言できるのか、疑問である。
- 15 「批判語」については、拙稿「批判語としての "ブラック企業"、"搾取" および "EXPLOITATION"」 神奈川大学経済貿易研究所『経済貿易研究』第 40 号、2014 年 3 月、97-102 ページ、参照。
- 16 前掲『資本論』第一巻 a, 139 ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, Werke, Bd. 23, a. a. O., S. 96.
- 17 前掲『動物の比較法文化――動物保護法の日欧比較――』22-36ページ。
- 18 同上、30ページ。
- 19 前掲『資本論』第一巻 a, 483 ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, Bd. 23, a. a. O., S. 296. なお, 引用にあたり漢数字をアラビア数字に直した。
- 20 原田伴彦,渡部徹,秋定嘉和監修『近代部落史資料集成 第九巻 水平社創立前夜 I』三一書房,1985 年,朝治武,守安敏司編『水平社宣言の熱と光』解放出版社,2012年,参照。
- 21 上掲『水平社宣言の熱と光』123ページ,127ページ。また,朝治武「国際連帯――水平社論争の群像 ④――」解放出版社『部落解放』第675号,2013年3月,96-105ページ,参照。
- 22 前掲『資本論』第一巻 a, 395ページ。Karl Marx, Friedrich Engels, Werke, Bd. 23, a. a. O., S. 246.
- 23 同上, 400 ページ。Ibid., p. 249.
- 24 本稿の「モラル資本」の概念は、Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2006, に拠るものである。特に、pp. 451-462,参照。
- 25 森嶋通夫『思想としての近代経済学』岩波新書, 1994年, 69ページ。
- 26 アメリカ合衆国における奴隷解放は、当然のことながら同国の労働運動に大きな影響を及ぼし、労働時間短縮を求める運動を促進した。この点については、Robin Blackburn, *Marx and Lincoln: An Unfinished Revolution*, London: Verso, 2011, 参照。
- 27 マイケル・サンデル『それをお金で買いますか――市場主義の限界――』鬼澤忍訳,2012年,174-184 ページ参照。サンデルはここで,美徳は希少資源であるとするケネス・アローとローレンス・サマーズの「経済学的」考え方を批判している。